

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	佐敷トンネル坑口仮設鋼材賃貸借
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 三保木 悦幸 熊本県熊本市東区西原1丁目12番1号
契約締結日	令和 3年 4月 1日
契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社 杉本建設 熊本市南区出仲間1丁目6番5号
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥1,356,000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥1,356,000-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件名 佐敷トンネル坑口仮設鋼材賃貸借
2. 設置場所 佐敷トンネル坑口
3. 随意契約の相手方 名称：(株)杉本建設
住所：熊本県熊本市南区出仲間1-6-5
電話：0964-28-6348
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

佐敷トンネル坑口付近では「令和2年7月豪雨」によって土砂崩落が発生し、同月に仮設鋼材設置等の応急復旧工事が施工され、令和3年度に本復旧工事を予定している。

本復旧工事の工程にもとづき検討した結果、応急復旧工事で設置した仮設鋼材を引き続き存置する必要性が生じた。

そのため、本件は、本復旧工事の工期に合わせて賃貸借期間を延長するものである。

(2) 理由

(株)杉本建設は「令和2年7月豪雨」に対する応急復旧工事を施工する際、佐敷トンネル坑口において緊急的に必要な資材を提供することが可能である唯一の災害協定業者であった。そのため、当該業者は令和2年度に佐敷トンネル坑口仮設鋼材賃貸借（以下：前賃貸借）にて仮設鋼材のリースを行っている。本案件は前賃貸借にて使用した仮設鋼材を再リースして引き続き使用するものであり、(株)杉本建設が唯一の契約相手方である。

(随意契約理由書作成者)

熊本河川国道事務所

道路管理第二課長